

企業年金基金ニュース

No. 101

電子基金

発行日 令和8年8月18日
発行者 電子情報技術産業企業年金基金
東京都千代田区岩本町1-11-2
A-RISE神田6F
(03-5809-3188)

企業年金基金の概況 (令和8年7月31日現在)

実施事業所数 169 社
加入者数 19,778 人
年金受給者数 853 人

このたびの令和8年熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
加入事業所や関連企業におかれましても、多くの被害に遭われたものと思われませんが、
一日も早い復旧を願いますとともに、皆様方のご健康と安全をお祈り申し上げます。

1. 第18回 理事会・代議員会が開催されました

第18回代議員会が7月22日（水）に開催され、令和7年度事業報告及び決算報告が承認され、また代議員会に先立って行われた第18回理事会にて決定された議案についてもご審議いただき、議決・承認されました。

(議決事項)

(1) 令和7年度事業報告について

令和7年度末の実施事業所数は169社、加入者数は19,487人と前年度と比べ事業所数は1減、加入者数は392人減となりました。また、新規老齢給付金（年金）裁定者数は128人、その他（老齢給付金一時金選択、脱退一時金、遺族給付金【一時金】）の裁定者数合計1,013人でした。
令和7年度に予定されていた年金、業務等の各事業は滞りなく終了いたしました。

(2) 令和7年度財政決算及び監事総合監査報告について

令和7年度は、非常に乱高下の繰り返された年度でした。令和7年3月に突然発令された自動車などに対するトランプ関税により、令和7年度はどうなることかと思いましたが、その後は関税率が縮小、トランプ関税への警戒感が弱まり下げ止まり、さらにハイテク関連企業の好決算が相次ぎ、一転して株式市場は上げ相場となり、年度後半はいくつもの指数で最高値を更新しました。

日本株も、AI半導体関連のハイテク株が急伸、東証の企業に対する株価を意識した経営への要請などによる、海外投資家の高評価、継続的な賃上げと物価上昇の好循環による成長期待などにより大幅に株価が上昇しました。

年明けのトランプ大統領のベネズエラ大統領夫妻の拉致、イランへの爆撃により大きく下落しましたが、年度末までの年明けからの値上がり分を吐き出す程度にとどまり、年度を通じては好調な年度でありました。

日経平均は43%、米国S&P500も15%の上昇となりました。

金利については、日本は大きく上昇、米国も上昇基調でした。為替は、日米金利差が縮小したにもかかわらず円安進行となっています。

このような市場環境のもと当基金の資産運用は、国内債券は、金利上昇等により－5.29%。

しかし、10%を短期資金に回避しているため、マイナスを減じる効果となりました。国内株式は37.18%。外国債券は、依然として大きい日米金利差からヘッジコストが高騰し、トータルでは10.93%のプラスとなりました。外国株式は20.85%。代替資産は、それぞれコンセプト通りの働きをして9.59%。短期資金は、日銀のマイナス金利政策の終了によりプラスの金利が付くようになり0.55%のプラスとなりました。

令和7年度の収益率は11.89%、運用報酬等控除後で11.48%となり、令和7年度決算における純資産額は187億3,617万2千円となりました。

企業年金基金では、基金が健全に運営されているか、毎事業年度ごとに二つの財政検証を行うこととなっております。

一つ目は継続基準です。現在の掛金で将来の給付金を賄っていけるのかを検証します。この検証に使う指標は、責任準備金を使います。この責任準備金が162億3,232万2千円に対して、純資産額が187億3,617万2千円となり、責任準備金を上回っていることから基準を満たしております。

二つ目は非継続基準です。もし、現時点で制度が終了した場合に過去分の給付を今現在の資産で賄っていけるのかという検証です。この検証に用いる指標が最低積立基準額の107億5,480万1千円です。純資産額が最低積立基準額を上回っておりますので、基準を満たしております。

二つの財政検証ともクリアしておりますので、掛金の見直しは必要ないという結果となりました。

なお、本年6月17日に監事総合監査を実施し、令和7年度の基金業務、経理全般について適正に実施されており、決算は適確に行われている旨の報告がされ承認されました。

また、当基金では厚生労働省通知により「公認会計士による『合意された手続業務（AUP）』」を実施しています。公認会計士により、この合意された手続を確認した事を報告されました。

(3) 令和8年度第2四半期以降の資産運用計画について

当基金の政策資産配分は、国内債券35%、国内株式16%、外国債券12%、外国株式16%、代替投資20%、短期資産1%です。（現在、国内債券から短期資産へ10%移動しています。）

株式市場は、AI関連半導体産業の牽引によりグローバルに好調を維持していますが値動きは大きく、ボラティリティの大きい状況となっています。一方でロシア・ウクライナ戦争は収束の兆しが見えず、中東情勢も和平交渉は一進一退で混沌とした状況が続いております。加えて11月のアメリカ大統領中間選挙を控えて、先行きの不透明感はぬぐえません。

このような状況のもと、当基金の資産運用は、予定利率を上回る運用を目指しつつ、リスクを最小限にとどめる資産配分としています。経済環境のグローバルな変化に注意しながら、当面、現在のリスク、政策資産配分を維持することといたします。

また、令和8年度に入ってからも内外株式が好調を維持していることから、内外株式とも政策資産配分から3%上方乖離した場合は、直ちにリバランスを行い短期資金に移動します。

(4) 基金規約の一部変更について

選定代議員の定数は、確定給付企業年金の事業運営基準（厚生労働省通達）により、実施事業所事業主の10分の1（切り上げ）以上となるよう定められています。

現在の基金規模にあわせ選定代議員数を15人とし、互選代議員と合わせ代議員定数を34人から30人に規約変更します。

また、理事定数も代議員定数と併せ、現在の20人から14人に規約変更します。

このニュースは、事業主と事務担当者向けに編集してありますが、できれば各職場の皆様にもご覧いただけるよう配慮願えれば幸いです。

(5) 諸規程の変更について

1. 「事業運営委員会設置規程」の変更

第4期代議員より代議員の定数を変更（縮小）することから、事業運営委員の人数も8人から選定理事3人、互選理事3人の合計6人に規定の変更します。

2. 「文書取扱規程」の変更

従来、文書は『紙』であることを前提としていましたが、電子化帳票を文書として取扱うことも想定した文書取扱規程に変更します。

また、現在の各文書の保存期間は、厚生年金基金の文書取扱規程を踏襲した期間で定められています。しかしながら、令和2年4月の民法改正により消滅時効の考え方が変更となったことを踏まえ、給付の裁定、掛金の決定及び告知に係る書類について民法上の時効を考慮し変更します。

(6) 給付設計および制度変更並びに剰余金等による給付還元について

インフレ時代の到来を迎え、基金の給付改善が急務となっています。インフレ時代に即した給付の見直しを行うこととし、制度検討委員会を立ち上げ、委員の選出を行いました。

制度検討委員 (敬称略)	
氏名	事業所名
柳田 吏	小林工業株式会社
鈴木 秀樹	松田産業株式会社
渡井口 英司	TOA株式会社
柳沢 孝幸	株式会社コシダテック

1. 当企業年金基金の現行制度

当企業年金基金は、厚生年金基金時代の加算年金を基礎とした制度設計となっています。
当企業年金基金のモデルケースは、2,400円(一律)を掛金とし、加入期間43年で一時金として約195万円、この一時金をベースに20年年金選択の場合は年金額約11万円となります。

2. 制度検討委員会において検討する制度変更事項 () 内は現状

- ① 各事業所の実態及び意向アンケート調査
- ② 基本掛金の水準（基本掛金2,400円+リスク対応掛金900円+事務費掛金700円）
- ③ 予定利率の水準（下限1％／予定利率2％〔期待収益率2.5％〕／上限3％）
- ④ 基本掛金に加えて上乗せ制度の創設
- ⑤ 一定サイクルでの制度検討の可否

3. 剰余金の給付還元〔その1〕

厚生年金基金解散、電子企業年金基金発足から8年を経過いたしました。この間、経済環境にも恵まれ、昨年度末で、実質的な剰余金が71億円まで増加しています。このうち将来の財政が悪化した場合を想定した「財政悪化リスク相当額」を考慮してもなお10億円ほどの剰余額があります。

この額を加入者に還元したいと考えています。各加入者の加入期間に応じて按分し、仮想個人勘定残高に上乗せいたします。現在の加入者約20,000人、還元資産10億円としますと、平均約50,000円となります。

この仮想個人勘定残高への上乗せの是非、金額等についての検討。

4. 剰余金の給付還元〔その2〕

加入者に対しては仮想個人勘定残高の増額により、将来の年金額、一時金額の増額が見込まれますが、年金受給者に対しての給付実施の是非、実施した場合の金額等についての検討。

5. リスク対応掛金額の変更（現状900円）

この間の資産運用結果が好調であったこと等により、昨年度の財政決算の結果、次期財政再計算(2027年度末基準)においてリスク対応掛金の引き下げが必要だと予想されます。金額等につきましては、実際の財政再計算を待つこととなりますが、数百円程度の引き下げ幅になると思われる。

6. 事務費掛金の変更（現状700円）

企業年金移行後の事務局の事業運営につきましては、合理化、効率化を徹底し、経費削減に努めてまいりました。昨年度からは、電子連携サービスの導入により、事業所のご協力を得まして郵便料金も削減しております。しかしながら、この間の諸物価高騰などデフレ時代にスタートした現在の事務費掛金では厳しい状況となっております。

インフレ時代に入っていくにあたり、継続的に安定した基金運営を行うために事務費掛金の引き上げの検討を併せてお願いいたします。

(報告事項)

(1) 理事長専決処分について

業務経理の予算科目間流用
役職員給与／職員給料から役職員給与／役員報酬へ84,400円流用
需用費／借料損料から基本金への繰入金／固定資産見返基本金への繰入金へ2,344,320円流用
需用費／厚生費から需用費／光熱水料へ46,018円流用

(2) キャッシュバランスプランの利率の決定について

当基金規約第43条第5項及び第56条第4項の規定に基づき、新年度の再評価率及び指標利率（年金換算率）は、令和7年12月末日以前1年間に発行された30年国債の応募者利回りの平均値2.863％により、令和8年4月から2.9％（0.1％未満の端数は四捨五入）を適用しております。

※ なお、この第18回理事会・代議員会の詳しい内容につきましては、9月下旬に発送予定の機関誌「基金だより第17号2026.9」に掲載いたします。

2. 基金だより 第17号の発行について

「基金だより 第17号 2026.9」機関誌は、事業所様宛（事業主、加入者の皆様分）に9月下旬に令和8年7月末現在の加入者数分を発送する予定です。

※ なお、「基金だより」を社内掲示板(メール)等でデータで配布されたい場合は、基金総務課までご連絡ください。PDFデータをメールにて送信いたします。(総務課電話:03-5809-3188)

3. 基金業務スケジュールについて

令和 8年 8月分の届書の締切日	令和 8年 9月10日（木）
令和 8年 8月分掛金納入告知書等発送・配信日	令和 8年 9月18日（金）
令和 8年 8月分掛金の納付期限・振替日	令和 8年 9月30日（水）